

足立区、独立行政法人都市再生機構及び東武鉄道株式会社間の
竹ノ塚駅周辺のまちづくりに関する基本協定書

足立区（以下「甲」という。）、独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）及び東武鉄道株式会社（以下「丙」という。）は、鉄道高架化完成後の竹ノ塚駅周辺のまちづくりに関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第一条 本協定は、甲、乙及び丙が相互に連携及び協力し、鉄道高架化を契機として、次に掲げる竹ノ塚駅周辺まちづくりを推進するために、検討し、協議することを目的とする。

- （１）体感治安の向上を目指した安全・安心なまちづくり
- （２）東西の駅前広場、高架下空間、竹の塚けやき大通り等を核とした駅周辺の再編及び地域活動の基盤づくりによるまちの活性化と持続可能なまちづくり

（対象となる取組事項）

第二条 甲、乙及び丙は次に掲げる取組事項につき、各々に支障のない範囲内で相互に連携及び協力し、取り組むものとする。

- （１）住民・事業主・地権者等が主体的に取り組む「エリアマネジメント」導入の検討
- （２）甲が実施する交通広場整備、公共施設再編整備、自転車駐車場整備、その他まちづくり関連等の取組
- （３）乙が所有する竹ノ塚駅周辺の団地について、UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン（平成30年12月公表）に基づき検討するストック再生計画、その他まちづくり関連等の取組
- （４）丙が実施する鉄道高架下利活用、竹ノ塚東口ビル（旧TBOX）の利活用の取組

（各取組事項に係わる協定等）

第三条 甲、乙及び丙は、本協定締結後、前条各号に掲げる取組の実施に当たっては、関係する当事者間において具体的な対象事業、期間、役割分担等について別途協定等を締結する。

（有効期間）

第四条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和7年3月末日までとし、更新に当たっては有効期間満了の1か月前までに甲乙丙協議の上決定する。

(守秘義務)

第五条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく情報及び意見の交換により、相手方より知り得た事項について、本協定の目的外に利用してはならない。また、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令等に基づく場合は、この限りではない。

(その他)

第六条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙丙協議の上決定する。

本協定締結の証として本協定書3通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保管する。

令和4年3月31日

甲 足立区 足立区長 近藤 弥生

乙 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 村上 卓也

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
東京北・埼玉地域本部長 竹内 大輔

丙 東武鉄道株式会社
取締役常務執行役員 生活サービス創造本部長 横田 芳美